

第7期

# 消費生活 サポーター 養成講座

消費者行政センター  
イメージキャラクター  
てるみ～にや



『消費生活サポーター』とは、地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、ご自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動いただくサポーターのことです。

消費生活に関する講座を2日間受講いただくと、『消費生活サポーター』に登録いただけます。

受講修了証は登録を希望しない方にも交付します。

1日目 令和6年 **12月2日** (月) 13:30～16:30

2日目 令和6年 **12月11日** (水) 13:30～16:30

**対象者** 市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和7年3月末時点）の方

▶ 悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法

**講座内容** ▶ 消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識

▶ 「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど

**会場** 川崎市総合自治会館 大会議室

川崎市中原区小杉町3丁目600番 コスギ サード アヴェニュー 4階

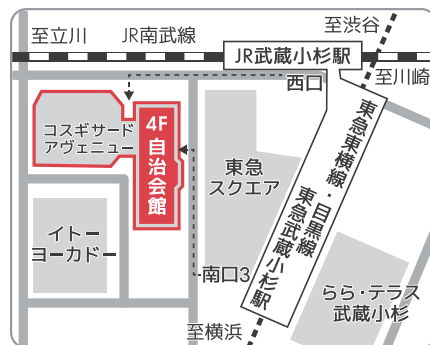
**定員人数** 50名

**申込期間** 10月21日(月) 10:00から  
11月22日(金) 17:00まで

**申込方法** 申込フォームもしくは電話にて受付  
定員に達し次第、受付終了

**申込先** 消費生活サポーター養成講座事務局

お申込みはこちらから



消費生活サポーター養成講座事務局

(業務委託先：株式会社エヌクリエーション)

TEL：080-7155-5502（平日10：00～17：00）

川崎市消費者行政センター

TEL：044-200-3864（平日8：30～17：15）

申込・受講に関するお問い合わせ

事業に関するお問い合わせ

# 消費生活サポーターの主な活動は？

## 伝える

- ・身近な人に消費生活の情報などを伝える
- ・地域の集まり等で消費者トラブル等の話題を取り上げる
- ・地域のグループで、センターが実施している出前講座「くらしのセミナー」（無料講師派遣）を利用する …など

## つなぐ

- ・高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする
- ・身近な方との会話の中で消費者トラブルの話を知ったら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める …など

## 学ぶ

- ・啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ
- ・消費者行政センターが開催する講座・イベントに参加する …など



# 消費生活サポーターになっていただく・・・

- サポーター登録証とサポーター手帳を交付します  
(公的資格を付与するものではありません)
- センター主催の最新のイベント・講座情報や消費生活情報を掲載した「くらしの情報かわさき(季刊)」を定期的を送付します
- 今知りたい最新の消費生活情報をメールで配信します
- センター主催の無料の講座・イベントでは同じ意識を持つ方々との交流の機会も！

## 申込期間

10月21日(月) 10:00 から 11月22日(金) 17:00 まで

## 申込方法

川崎市のホームページ「消費生活サポーター制度について」に掲載されている受講申込のリンクをクリックし、申込フォームに必要事項を入力してください。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業の運営以外には使用いたしません。

## 「消費生活サポーター制度」について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096723.html>



電話でのお申込みも可能です。氏名、年齢、住所、電話番号(日中連絡先)、メールアドレス等を伺います。

## 申込・受講に関するお問い合わせ

消費生活サポーター養成講座事務局  
(業務委託先：株式会社エヌクリエーション)  
TEL：080-7155-5502 (平日 10：00～17：00)

## 事業に関するお問い合わせ

川崎市消費者行政センター  
TEL：044-200-3864 (平日 8：30～17：15)